

2 0 1 8 年 度

事業計画

自 2 0 1 8 年 4 月 1 日

至 2 0 1 9 年 3 月 3 1 日

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目次

はじめに	1
------	---

事業計画

第1 徴収関係	5
第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等	12
第3 資料関係	13
第4 分配関係	13
第5 会務関係	13
第6 システム関係	14
第7 法人組織・信託契約関係	14
第8 著作権法制関係	14
第9 国際関係	15
第10 広報関係	16
第11 内部統制システムの整備	16
第12 その他	17

収支予算

予算総則	21
収支予算	22
1 信託会計	22
2 一般会計	22
予算書	
信託会計収入予算書	26
信託会計支出予算書	27
一般会計収入予算書	28
一般会計支出予算書	29
一般会計受取入会金及び設備等支出予算書	31
一般会計震災復興支援基金収入予算書	31

はじめに

2018年度の使用料徴収目標額は、1,098億5千万円(2017年度目標額比99.5%、同年度推定額比99.5%)とした。

音楽配信におけるサブスクリプションサービス及び動画等配信の市場拡大(10頁「インタラクティブ配信」)、BGMにおける効率的な管理の進展(8頁「BGM」)のほか、演奏会等に適用する使用料率等の変更(5頁「演奏等」)による徴収増が見込まれるが、オーディオディスク、ビデオグラム、貸レコード等で厳しい状況が続いており、全体としては2017年度に及ばない見込みである。

使用料分配目標額については、2017年度下半期の徴収の状況及び2018年度上半期の徴収の見込みを考慮し、1,087億円(2017年度目標額比99.0%、同年度推定額比99.0%)とした。

2018年度の事業計画・収支予算の策定に当たっては、継続的成長の基礎となる権利者・利用者からの信頼の維持・獲得に向けて、業務の効率化を進めた上で、現状にとどまらず新たな価値を創出するとともに、情報の発信・提供の拡充による透明性の向上に取り組むことを基本的な方針とした。

また、2019年1月から2020年3月までの15か月間を創立80周年記念事業期間と定め、2018年度中(2019年1月～3月)から記念事業を実施する(17頁「創立80周年記念事業」)。

主な事業分野における計画の主眼は、次のとおりである。

1 徴収・違法利用対策関係(5頁～12頁)

保護と利用のバランスの下で権利者に適正な対価が還元されるよう、音楽著作権管理の原点である演奏権管理の更なる充実を図るとともに、技術の進展等に伴う音楽の流通形態の多様化への対応を続ける。

2 資料・分配関係(13頁)

CISACが提供している国際標準ツール等を活用し、作品情報等の取得、登録・更新及び提供の各業務を迅速化する。

社交場を始め各利用分野における利用曲目報告の質・量の向上及び合理的な処理方法を検討するとともに、分配明細に関する委託者向け情報提供の拡充を図る。

3 法人組織・信託契約関係(14頁)

定款改正委員会及び信託契約約款改正委員会の審議を踏まえ、柔軟性のある組織運営の在り方、委託者の多様なニーズへの対応等について検討するほか、著作権信託契約約款については、民法改正の施行(2020年4月1日)前に変更しておくべき規定を精査し、2019年度定時社員総会に提出する変更案の検討を進める。

4 著作権法制関係(14頁～15頁)

著作権保護期間の延長及び戦時加算義務の解消については、政府及び関係各国の動向を注視し、実現に向けて関係機関との連携を図る。私的複製に係る適正な対価の還元については、文化審議会の議論を踏まえ、補償金制度の再構築に向けた取組を継続する。

5 国際関係(15頁)

CISAC理事会の一員として国際間の諸問題の解決に取り組む。また、アジア・太平洋地域の管理団体やアジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)と協力・連携して、地域全体の管理水準の向上、創作者の権利・利益の保護の強化を図る。

6 広報関係(16頁)

協会に対する信頼の維持・獲得を図るため、権利者、利用者等の対象に応じて適切な情報を継続的に発信する。

事業計画

第1 徴収関係

1 演奏

(1) 演奏等

徴収目標額は、226億9千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ5億6千万円(2.6%)の増、同年度推定額に比べ4億3千万円(2.0%)の増である。

(単位：千円)

種目	2018年度 目標額	2017年度 目標額	2017年度 推定額	目標額比	推定額比
上演	43,463	38,958	41,589	111.6%	104.5%
演奏会等	6,864,051	6,114,456	6,309,284	112.3%	108.8%
社交場	2,116,933	2,006,556	2,094,437	105.5%	101.1%
カラオケ	12,508,116	12,591,850	12,588,473	99.3%	99.4%
ビデオ上映	329,650	1,371,178	1,224,780	24.0%	26.9%
遊技機 (上映・演奏)	830,535	—	—	—	—
合計	22,692,748	22,122,998	22,258,566	102.6%	102.0%

(注) 遊技機(上映・演奏)は2018年度から新設した科目であり、2017年度まではビデオ上映に含めていたため、2017年度目標額等は表示していない。各種目の推定額の和が「合計額」と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

演奏会等については、適用する使用料率等の取扱いを一部変更する¹ことなどから、2017年度推定額を上回る見込みである。全国の支部管理網を活用し、迅速かつ効率的に許諾請求業務を実施する。

社交場(社交場生演奏)については、利用者団体等との連携を強化するなどして、ライブハウス、クラブ、婚礼宴会場等との契約締結業務を推進するとともに、より正確かつ合理的な分配を実現するための取組を行う(「第4 分配関係」参照)。

カラオケ社交場については、市場の縮小が続くことが予想されるが、協

¹ 演奏会については、2012年4月1日実施の使用料規定の経過措置として、使用料の算定基礎となる「総入場料算定基準額」の減額幅の縮小を2018年4月及び2021年4月の2回に分けて行うこととしている。また、レビューショー等の使用料率については、2018年4月から規定どおりの4%となる(2018年3月までは減額措置を適用し3.5%)。

定締結リース事業者²との連携を更に強化して効率的な管理を推進するとともに、使用料滞納の発生及び長期化を防ぐ取組を徹底し、徴収の確保に努める。カラオケ歌唱室については、管理率100%の達成に向けて、利用者団体等と連携して無許諾利用店舗に対する取組を強化する。

楽器教室における演奏等の管理を開始し、適法利用を推進する。

遊技機³(上映・演奏)については、市場が縮小傾向にあるものの、使用料に関する経過措置⁴による増収を見込む。

(2) 放送等

徴収目標額は、317億5千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ5億円(1.6%)の増、同年度推定額に比べ8千万円(0.3%)の増である。

(単位：千円)

種目		2018年度 目標額	2017年度 目標額	2017年度 推定額	目標額比	推定額比
NHK 民放地上波	包括 使用料	22,719,489	22,156,172	22,569,967	102.5%	100.7%
	曲別 使用料 ⁵	5,549,988	5,539,993	5,535,472	100.2%	100.3%
民放衛星波		3,390,851	3,447,598	3,462,913	98.4%	97.9%
その他		98,621	105,987	105,988	93.1%	93.0%
合計		31,758,949	31,249,750	31,674,342	101.6%	100.3%

(注) 各種目の推定額の和が「合計額」と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア NHK・民放地上波

(ア) 包括使用料

2018年度の使用料の算定基礎となる各放送事業者の2017年度の放送事業収入は、公表されている各社の営業収入見通しを総合すると、2016年度並みを維持するものとみられることから、2017年度並みの徴収を見込む。

² リース先店舗からの利用許諾契約の申込みを取りまとめることなどを内容とする業務協定を締結している事業者

³ 使用料の対象としている遊技機はパチンコ、パチスロ

⁴ 2017年1月の管理開始から3年間は使用料の減額措置を実施しており、その減額幅を毎年縮小することとしている。

⁵ 広告会社等が制作するCMにおける管理楽曲の放送に係る使用料

(1) 曲別使用料(CM放送使用料)

企業の広告出稿が堅調に推移することが予想される。楽曲の利用状況を正確に把握し、利用回数の報告漏れへの対応を強化するなどして徴収の確保に努める。

イ 民放衛星波

無料放送の広告収入は好調を維持するものとみられるが、動画配信の普及の影響等により有料放送の加入者数が減少傾向にあるため、全体としては2017年度推定額を下回る見込みである。

ウ 利用者団体等との協議

放送事業者が行う放送番組のインターネット配信サービス⁶への対応、新たな使用料規定の枠組み等について、NHK、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人衛星放送協会等との間で協議を行う。

(3) 有線放送等

徴収目標額は、47億6千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ1千万円(0.4%)の増、同年度推定額に比べ5千万円(1.2%)の増である。

有線ラジオ放送については、受信契約者数の減少や受信料の低価格化が続いており、使用料の算定基礎となる各有線放送事業者の2017年度の有線放送事業収入の減少が見込まれる。

有線テレビジョン放送については、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との協定に基づく使用料率の段階的な引上措置⁷が適用される。

(4) 映画上映

徴収目標額は、2億円とした。これは、2017年度目標額に比べ1千万円(7.9%)の増、同年度推定額に比べ4百万円(2.2%)の減である。

使用料規定を変更し、興行収入等の規模に応じた算定方式を設けた上で、外国映画についての移行の取組を優先して進める。

⁶ 放送時に見逃したテレビ番組をインターネット上で視聴することができるサービスや、ラジオ番組を放送と同時にインターネットでも聴くことができるサービスなど

⁷ 2010年度から9年かけて段階的に引き上げることとしており、2018年度が最終年度である。

(5) BGM

徴収目標額は、10億2千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ1億6千万円(19.0%)の増、同年度推定額に比べ1億8千万円(21.5%)の増である。

利用状況の早期確認に努めるとともに、許諾対象施設の多い理容・美容業等の利用者団体との業務協定⁸締結を進め、これに基づく効率的な管理を推進する。

2 録音

オーディオディスクの徴収目標額は、103億4千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ5億1千万円(4.8%)の減、同年度推定額に比べ5億3千万円(4.9%)の減である。

ビデオグラムの徴収目標額は、99億2千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ14億9千万円(13.1%)の減、同年度推定額に比べ4億7千万円(4.6%)の減である。

オーディオディスク、ビデオグラムとも市場の縮小傾向が続いているが、ブライダル関連録音録画物について、業界団体と連携して適法利用を促進するとともに、申請漏れへの対応を強化するなどして、徴収の確保に努める。

商品や利用形態の多様化に対応するため、使用料規定の在り方について利用者団体と協議を進める。

3 出版

徴収目標額は、9億3千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ1千万円(1.1%)の減、同年度推定額に比べ1千8百万円(2.0%)の減である。

出版物の市場縮小が続いているが、重版等の申請漏れへの対応を強化するなどして徴収の確保に努める。

⁸ 団体による利用許諾契約の申込みの取りまとめなど、団体に加盟している施設等の適正利用を促進することを内容とする業務協定。2017年度には9県の美容業生活衛生同業組合と業務協定を締結した(2018年1月末現在)。

4 特定目的複製

(1) 広告目的複製

徴収目標額は、12億9千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ9千万円(8.3%)の増、同年度推定額に比べ5百万円(0.4%)の増である。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて広告出稿が堅調に推移することが予想されるため、2017年度推定額を上回る見込みである。

(2) ゲーム目的複製

徴収目標額は、31億6千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ9億1千万円(22.5%)の減、同年度推定額に比べ2億円(6.0%)の減である。

規制強化⁹の影響により遊技機市場の縮小が加速していること、遊技機以外のゲームの流通形態が配信へと移行していることから、2017年度推定額を下回る見込みである。

5 貸与

徴収目標額は、19億7千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ8億9千万円(31.0%)の減、同年度推定額に比べ7億6千万円(28.0%)の減である。

貸レコード、貸ビデオともに市場の縮小が続いていることから、2017年度推定額を下回る見込みである。

6 複合

(1) 通信カラオケ

徴収目標額は、70億6千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ1億5千万円(2.1%)の減、同年度推定額に比べ7千万円(1.0%)の減である。

カラオケの市場縮小に伴い設置台数が減少するものとみられることから、2017年度推定額を下回る見込みである。

⁹ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」及び「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」の一部が改正され、パチンコの出玉やパチスロのメダル獲得数の上限の引下げ等がされた(2018年2月1日施行)。

(2) インタラクティブ配信

徴収目標額は、138億5千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ20億4千万円(17.3%)の増、同年度推定額に比べ6億7千万円(5.1%)の増である。

(単位：千円)

種目	2018年度 目標額	2017年度 目標額	2017年度 推定額	目標額比	推定額比
音楽配信					
ダウンロード	2,865,704	3,054,621	3,143,328	93.8%	91.2%
ストリーム	828,401	872,000	871,744	95.0%	95.0%
サブスクリプション	3,564,993	2,455,000	3,151,143	145.2%	113.1%
小計	7,259,098	6,381,621	7,166,216	113.8%	101.3%
動画等配信					
ダウンロード	1,559,250	1,485,000	1,481,411	105.0%	105.3%
ストリーム	4,703,597	3,605,400	4,200,535	130.5%	112.0%
小計	6,262,847	5,090,400	5,681,946	123.0%	110.2%
その他	331,754	334,164	334,277	99.3%	99.2%
合計	13,853,699	11,806,185	13,182,440	117.3%	105.1%

(注) 動画等配信のサブスクリプションサービスについては、動画等配信ダウンロード又はストリームの区分に含めて計上している。各種目の推定額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア 音楽配信

曲別課金サービス(ダウンロード)の縮小が続いているが、サブスクリプションサービスは契約者数が増加傾向にあり、全体としては2017年度推定額を上回る見込みである。

イ 動画等配信

動画のサブスクリプションサービスやスマートフォン向けゲーム配信の市場が成長を続けていること、動画投稿(共有)サイトの広告収入が増加傾向にあることなどから、好調を維持する見込みである。

ウ 規定整備に向けた取組

技術の進展とそれに伴うサービスの多様化に対応するため、各規定の見直しに向けた協議を利用者団体との間で継続する。

7 外国入金

外国入金演奏の徴収目標額は、4億5千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ3千万円(8.9%)の増、同年度推定額に比べ1千万円(3.0%)の増である。

外国入金録音の徴収目標額は、7千万円とした。これは、2017年度目標額に比べ4千万円(38.2%)の減、同年度推定額に比べ7百万円(9.9%)の減である。

内国作品の外国地域における利用について、協会が独自に収集した情報及び会員・信託者から寄せられた情報を外国の管理団体に提供するなどして徴収の確保に努める。さらに、各団体による利用曲目の特定の精度を向上させるため、内国作品及び映像コンテンツについて、外国地域で通用する情報(作品名、番組名の現地語表記など)を委託者と連携して整備し、各団体に提供する。

8 法的措置等

各分野の使用料の滞納について、滞納期間が短い事案でも民事調停等の法的措置を積極的に実施して早期解消を図る。滞納額が大きい事業者に対しては、利用許諾契約を解除した上で著作権侵害事案として法的措置を実施する。

また、無許諾利用者に対する粘り強い交渉を継続し、悪質性が高い場合には、積極的に法的措置を実施する。

第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等

1 インターネット上の監視・警告

(1) 監視システム(J-MUSE)により収集した侵害情報の活用

ア 違法音楽ファイル等の送信者に対し、ファイル等の削除又は利用許諾契約の締結を求める。

イ インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対し、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき送信防止措置を講ずるよう要請する。

(2) ファイル共有ソフトを悪用した侵害への対応

ア 協会が運営会員となっているファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)が策定したガイドラインに基づき、違法音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請する。

イ 構内ネットワーク上での違法配信が検知された大学に対して、侵害行為の中止等を求める。

(3) その他

リーチサイト¹⁰等における広告掲載の実態把握を進めるとともに、違法な音楽配信サイトへの広告掲載の停止を広告提供事業者に引き続き要請する。

2 啓発活動等

(1) 若年層を対象とする広報事業(「第10 広報関係」参照)の一環として、教育委員会等の協力を得て、ネットワーク上の著作物の適正利用を呼び掛ける啓発リーフレットを配布する。

(2) 日本関税協会知的財産情報センター(CIPIC)、オークションサイト運営事業者・権利者団体等で構成するインターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)、不法録音物対策委員会、不正商品対策協議会(ACA)、楽譜コピー問題協議会(CARS)等と連携するなどして、違法複製物の撲滅に向けた調査・啓発活動を継続する。

¹⁰ 他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト。不正な収益を上げることを目的に運営されているものが多数存在している。

第3 資料関係

外国作品については、CWR(国際的な標準作品届フォーマット)による作品届の受付を促進し、内国作品については、音楽出版者へのCWRによるデータ提供を進め、外国地域での適正な管理の促進を図るとともに、委託者に対し作品届オンライン受付システムの利用を働きかけるなどして、作品情報の受理・登録の効率化を図る。

第4 分配関係

上演及び演奏について、催物情報等を内容とする分配明細データ詳細版の提供を開始するとともに、他の分野についても、引き続き、より詳細で分かりやすい明細の在り方とその電子データによる提供の検討を進める。

また、社交場について、より正確かつ合理的な分配を実現するため、ライブハウスにおける「契約施設利用曲目報告システム(社交場J-OPUS)」の利用を促進するとともに、利用者がより簡便に利用曲目報告を行うことができる方法の検討を進める。

分配委員会(2016年10月設置)の審議を踏まえ、必要に応じ分配規程の整備を行う。

第5 会務関係

協会と信託契約を締結していない若手作家を対象とした説明会「JASRAC Creator's Path」¹¹を開催するほか、著作権信託契約約款の変更等によって多様な音楽ビジネスに対応した管理が可能となっていることの周知を図り、管理委託の促進に努める。

引き続き作詞者・作曲者・音楽出版者へのヒアリング等を通じて多様なニーズの把握に努める。

¹¹ 正会員など音楽の創り手が日頃の創作活動、著作権、JASRACの役割などを解説する催し

第6 システム関係

ビデオグラムシステム¹²及び分配書類システム¹³の再構築に向けた開発作業を進めるほか、作品届や許諾申請等の受付を行う各種EDI(電子データ交換)システムについて、利便性の向上や業務の効率化を目的とする機能改善を継続する。

第7 法人組織・信託契約関係

定款改正委員会及び信託契約約款改正委員会の審議を踏まえ、柔軟性のある組織運営の在り方、委託者の多様なニーズへの対応等について検討するほか、著作権信託契約約款については、民法改正の施行(2020年4月1日)前に変更しておくべき規定を精査し、2019年度定時社員総会に提出する変更案の検討を進める。

第8 著作権法制関係

1 保護期間の延長及び戦時加算義務の解消に向けた取組

2017年7月に大枠合意した「日EU経済連携協定(EPA)」において、著作物の保護期間を著作者の死後70年とすることが盛り込まれたことを踏まえ、関係機関と連携しながら、保護期間の延長に向けた対応を図る。また、戦時加算義務の解消に向け、関係省庁に対する働きかけを継続する。

2 私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組

私的複製に係る権利者への適正な対価還元の在り方を検討している文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における議論を踏まえ、補償金制度の再構築に向けた取組を継続する。

3 著作物の利用円滑化に向けた取組

権利者不明著作物の利用の円滑化のため、協会のほか写真、文芸などの権利者団体で組織された委員会において、裁定制度¹⁴における利用者の負担を

¹² ビデオグラム録音使用料の請求計算及び分配計算を行うシステム

¹³ 種目ごとに行われる使用料の分配計算のデータを統合し、分配明細書や送金データなどの作成を行うシステム

¹⁴ 著作者が不明などの場合、権利者に代わって文化庁長官が著作物の利用を認めることができる制度

軽減する方策の検討及びその効果を検証するための実証事業を進める。

また、著作物の適法かつ円滑な利用を促進するための「権利情報プラットフォーム」¹⁵の構築に向けて、音楽分野の権利者団体等¹⁶で組織された協議会において、権利情報の継続的な収集・更新の方策等の諸課題を整理・検討し、その負荷・効果を検証するための実証事業を進める。

4 リーチサイト等への対応の強化に向けた取組

文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」における、リーチサイト等への対応に関する議論を踏まえ、引き続き他の権利者団体と連携し、法改正の要請等、権利者の利益保護のために必要な措置を講じる。

第9 国際関係

1 国際著作権組織等との連携

CISAC総会・理事会・各委員会のほか、BIEM総会・執行委員会などの国際会議へ参画し、国際間の著作権管理に関する諸問題の解決及び円滑な著作権管理の推進に向けた取組を進める。

2 アジア・太平洋地域を中心とした著作権管理水準の向上を図る対応

アジア・太平洋地域の政府関係者、団体職員等と、各国・地域の管理水準の向上に資する情報提供、意見交換等を行う。

国際音楽創作者評議会(CIAM)の地域組織であるアジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)の活動に協力し、アジア・太平洋地域の音楽創作者の権利及び利益の保護の強化を図る。

3 その他

複数の国・地域にまたがる音楽・動画等の配信に対する効果的な管理施策について、検討を進める。

¹⁵ 著作物やコンテンツに関して散在する権利情報を集約し、一括して検索することができるデータベース

¹⁶ 協会のほか、NexTone、日本レコード協会、インディペンデント・レコード協会、インディペンデント・レーベル協議会、日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、日本ネットクリエイター協会及びミュージック・ジェイシス協議会

第10 広報関係

1 主要メディア等を活用した広報

協会の役割等に関する正しい理解を広めることを目的に、放送、インターネット、新聞、イベント等を活用した広報活動を実施する。特に、著作権に関する知識の少ない若年層を対象とした広報に継続的に取り組む。

また、各メディアに対して積極的に情報提供を行うとともに、記者等を対象とした懇談会を開催するなどして報道関係者との交流を促進する。

2 JASRAC賞及び定例記者会見

2017年度の分配額上位作品の著作者及び音楽出版者を表彰する。あわせて、定例記者会見を行い、2017年度の事業内容について説明する。

3 JASRAC音楽文化賞

売上げや利用実績などの数字には表れない地道な活動により音楽文化の普及発展に寄与している個人・団体・作品等を顕彰する。

4 著作権思想の普及に資する取組

著作権制度やその関連ビジネスの分野に精通した人材の育成に寄与するため、大学・大学院における奨学研究会、寄附講座及び寄附科目を継続するほか、著作権思想の普及を目的としたシンポジウムを開催する。

5 音楽文化の振興に資する取組

中高生にプロによる演奏指導等を行う催物、様々なジャンルの作詞者・作曲者に焦点を当てて音楽作品や創作にまつわるエピソードを広く紹介する催物を開催する。

第11 内部統制システムの整備

1 コンプライアンス推進に向けた取組

法令その他の社会規範及び定款その他の内部規程を遵守し、適正な事業運営を確保するため、情報管理の在り方など、コンプライアンスに関する役員及び従業員の意識・知識の向上を図る。

2 リスク管理体制

大規模災害など不測の事態が発生した場合においても協会の基幹業務が

停止することがないように、役職員の安否を確認して事業継続体制を構築するために必要な連絡システムを整備するとともに、重要度の高い分野から優先的に「事業継続計画」を策定し、その実行体制を確立する。

第12 その他

1 組織力強化のための人材育成等

組織力を強化するため、専門知識・技術の習得を目的とする研修、女性活躍推進法¹⁷に基づき策定・公表した行動計画の実施等を通じて、人材育成と環境整備を進め、男女の区別なく一人一人の能力が最大限発揮される基盤を構築する。

2 こころ音^ねプロジェクト

「こころ音^ねプロジェクト」¹⁸によって集まった震災復興基金(こころ音^ね基金)については、被災地のニーズに応える支援の実施について具体的な検討を進める。

3 創立80周年記念事業

2019年度に創立80周年を迎えることから、2019年1月から2020年3月までの15か月間を創立80周年記念事業期間と定め、更なる飛躍を遂げることを目的として、2018年度中(2019年1月～3月)から記念事業を実施するとともに、2019年5月に東京で開催されるCISAC総会¹⁹に向けた準備を進める。

¹⁷ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(2016年4月1日施行)。常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、次の四つの取組が義務付けられている。①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出④女性の活躍に関する情報の公表

¹⁸ 東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興を音楽作品により継続的に支援するために2011年3月に立ち上げたプロジェクト

¹⁹ 記念事業の一環として協会が招致し35年ぶりに東京で開催される。

